

# 平成 26 年度被保険者所得調査の実施

秋田県医師国保組合

この調査は、厚生労働省の指示により、5年に一度、全ての国保組合の被保険者を対象に行なわれているもので、平成26年度が実施年にあたります。特に、本年度調査は、医療保険制度改革の一環として審議中の「国保組合補助金の見直し」に係る重要資料として位置付けられています。そのため、厚生労働省では、特別な理由のない限り、調査対象となった方々全員からの報告を求めています。

ご理解、ご協力をお願いします。

## 1. 調査対象者

- ・ 組合員名簿から抽出された第一種組合員、第二種組合員とその家族
- ・ 抽出は、国の調査要領に基づき秋田県が実施
- ・ 抽出率は、組合員数に応じて決められ、当組合の場合4分の3  
《調査対象者数：第一種組合員370人、第二種組合員361人》

## 2. 調査項目及び国への提出書類

- (1) 調査項目 平成26年度市町村民税の課税標準額
- (2) 提出書類
  - ①調査票（組合員ごと）
  - ②被保険者の所得を証明する書類  
(納税通知書の写、特別徴収税額の写、所得証明書等のいずれか)

## 3. 調査対象者の提出書類

当組合では、調査対象者の負担軽減を図るため、次の書類を提出していただきます。

- ①「調査票」（当組合で印字）
- ②「委任状」（当組合で一括して市町村から証明を受けるため）

## 4. その他留意点

### (1) 個人情報の保護

当組合の個人情報保護に関する基本方針及び個人情報保護規程に定めるところにより、個人情報の適正な管理に万全を期します。

### (2) 公表

個人の情報は、公表されることはありません。